

やむを得ない事情により納税が困難な方に対する 地方税における猶予制度

徴収猶予

- 以下のようなやむを得ない事情により納付が困難な場合は、猶予制度に該当する場合があります。その他の条件・申請方法などについては納税課にご相談ください（徴収猶予：地方税法第15条）。

（ケース1）災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

（ケース2）ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかり、医療費が高額になった場合

（ケース3）事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

（ケース4）事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

申請による換価の猶予

- 徴収猶予に該当しない場合で、市税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度を利用できる場合があります。その他の条件・申請方法などについては納税課にご相談ください（申請による換価の猶予：地方税法第15条の6）。
※納期限から6ヶ月以上経過した滞納がある場合、対象となりません。

白山市 TEL:076-274-9505 (納税課直通)